

生活福祉資金特例貸付に関する 返済免除のご案内

生活保護を受給している方、障害者手帳の交付を受けている方などは、手続きを行うことで、貸付金の返済が免除になる場合があります。

下記の要件に該当し、返済免除を希望する方は、添付の免除申請書に必要事項を記入し、必要書類と一緒に、返信用封筒に入れて郵送してください。 ※手続きをしないと免除になりません。

1. 対象となる資金

【要件1】【要件2】【要件3】

返済が始まっている、**緊急小口資金** と **総合支援資金(初回)(延長)** が対象です。

【要件4】

免責決定された資金とその金額 が対象です。

2. 返済免除の条件、提出する書類など

返済免除の条件	提出していただく書類	免除対象となる資金	返済免除対象金額
【要件1】 生活保護を受給中の借受人	① 免除申請書 (R6-任) ② 生活保護受給決定通知書のコピー —または生活保護受給期間を証する書類のコピー (1か月以内に発行されたもの)	・緊急小口資金 ・総合支援資金 (初回)(延長)	未返済額の全額 ※すでに返済した金額は、免除になりません
【要件2】 精神保健福祉手帳(1級) または身体障害者手帳(1級または2級)の交付を受けている借受人	① 免除申請書 (R6-任) ② 精神保健福祉手帳(1級)のコピーまたは身体障害者手帳(1級または2級)のコピー (氏名・生年月日・障害等級・手帳交付日がわかるページをコピーしてください。)		
【要件3】 借受人が死亡した場合	① 死亡診断書・死亡届のコピーまたは住民票・戸籍抄本の除票等		
【要件4】 債務整理を行い、免責が決定している借受人	① 裁判所から発行された免責決定通知書のコピー	免責決定された資金及び金額	

① 免除申請書 (様式 R6-任) の太枠内に、☑と記入をしてください。

3. 書類の送付先と送付期限

送付先	同封の返信用封筒に入れて郵送してください。(切手不要)
送付期限	期限はありません。(該当したら申請してください。) ※すでに返済された金額は、免除の対象になりません。

※免除決定の可否については、郵送でお知らせします。

4. お問い合わせ先

返済免除の要件など、全般的な問い合わせ	申請手続きに関する問い合わせ
厚生労働省のコールセンター 電話：0120-46-1999 (フリーダイヤル) 受付時間：9時～17時(平日)	静岡県 特例貸付専用コールセンター 電話：054-291-5012 054-270-3638 受付時間：9:00～12:00 13:00～16:30(平日)

5. 返済が困難な方へ関係機関のご案内

就労・家計等の支援

一緒に家計を見直し、収支の状況を改善する支援や債務整理のご案内のほか、ハローワーク等と連携して就労に向けた支援を行います。【利用対象者】収入や家計に不安を抱えている方

主な相談窓口	支援内容
自立相談支援機関	家計改善支援事業等、生活全般にわたる困りごとの相談支援を行います。
ハローワーク	職業相談・職業紹介だけでなく、就労準備や職業訓練等の支援を行います。

多重債務や法律関係の相談

法律専門家等による法律相談や債務整理(個人再生、自己破産等)におつなぎします。

【利用対象者】債務を抱えてお困りの方

主な相談窓口	電話	支援内容
消費者ホットライン (消費生活相談窓口)	188	消費者トラブルについて相談できる消費生活相談窓口をご案内します。
日本司法支援センター (法テラス・サポートダイヤル)	0570- 078-374	経済的に余裕がない方を対象に、法律専門家等による相談や、弁護士・司法書士費用等の立替制度等をご案内します。
日本弁護士連合会 (ひまわりお悩み110番)	0570- 783-110	お近くの弁護士会相談センターにつながり、相談予約等をご案内します。
司法書士総合相談センター		お近くの司法書士総合相談センターで、自己破産、任意整理等の解決方法や生活再建の相談ができます。
多重債務相談窓口		金融庁ウェブサイト、多重債務の相談窓口一覧を掲載しています。